



第 3号様式 (第 4条関係)

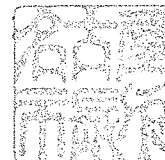
行政文書一部公開決定通知書

29 観 M 第 224 号
平成 30 年 2 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成30年 2月 6日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

| | | |
|-----------------|--|----------------------------|
| 行政文書の名称 | 平成30年 2月 2日に東邦ガス株式会社が名古屋市に回答した、「空見地区における大規模展示場に関する調査への協力について(回答)」 | |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日 時 | 平成30年 2月 20日 午前 時 午後 |
| | 場 所 | 市民情報センター (市役所西庁舎 1階) |
| 行政文書の公開の方法 | 1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴 | |
| 行政文書の一部を公開しない理由 | 名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に基づき、団体のノウハウに関する情報は、公開することにより当該団体に明らかに不利益を与えると認められるため、非公開とするとともに、法人の印影等の団体の内部管理に関する情報についても、公開することにより当該団体の事業運営に支障をきたすと認められるため、非公開とします。 | |
| 備 考 | <決定を行った所管課・公所> 名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室 TEL 052-972-3169 | |

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日)の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127

平成 30 年 2 月 2 日

名古屋市長 河村 たかし様

東邦ガス株式会社
代表取締役社長 富成 義昭

空見地区における大規模展示場整備に 関する調査への協力について（回答）

平素は、弊社事業運営に多大なるご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社空見用地における貴市大規模展示場整備構想については、ご相談を頂いた平成 27 年度以降、「愛知県と名古屋市がよく話し合いをしていただいた上で、当地域の発展に寄与するものであれば、可能な範囲で協力する」旨をお伝えしており、その立場は現在も変わっておりません。

したがって、愛知県のご理解をいただけていない現状においては、調査への協力は差し控えさせていただきたく存じます。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。